

役員等の報酬等に関する規程

社会福祉法人 吉祥

役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人吉祥の役員及び評議員（以下「役員等」という。）及び評議員選任・解任委員及び苦情対応第三者委員の報酬及び実費弁償費（以下報酬等という。）について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(役員等の報酬等)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、業務に応じた報酬を別表2のとおり支給する。
- (2) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に別表1のとおり、実費弁償を支払う。ただし、交通費の実費弁償額を超える場合は、その実費相当額を別途支払うことができる。

(報酬等の支給方法)

第4条 常勤役員等に対する報酬等の支給は、毎月10日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与第7条に準じた日とする。

(評議員選任・解任委員の報酬等)

第5条 評議員選任・解任委員が業務にあたった場合は、別表1により実費弁償を支払う。

- 2 交通費の実費が、実費弁償額を超える場合には、その実費相当額を別途支払うことができる。

(苦情対応第三者委員の報酬等)

第6条 苦情対応第三者委員が法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表1により実費弁償を支払う。

- 2 交通費の実費が、実費弁償額を超える場合には、その実費相当額を別途支払うことができる。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第 8 条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第 9 条 役員等は、法人職務証跡資料として、出勤簿等の作成に協力するものとする。

(公表)

第 10 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 12 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 29 年 7 月 1 日より施行する。

別表1

名 称	実費弁償費
理事会出席	5,000円
評議員会出席	5,000円
評議員選任・解任委員会出席	5,000円
苦情対応出席	5,000円
その他特命業務出席	5,000円

別表2

名 称	報 酬
理事長業務報酬等（月額）	250,000円～350,000円
業務執行理事報酬等（月額）	30,000円～100,000円

（但し、当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬等を支給する。また、実働時間の実態に応じ減額することができる。）

別表3 （日額）

旅 費	宿 泊 費	そ の 他
実費	15,000円	

（但し、実働時間の実態に応じ減額することができる。）